

議案第70号

【子ども家庭支援部子ども政策課及び 保健福祉支援部障害者福祉課】

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

本案は、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」等の一部改正を踏まえ、児童福祉施設の設置者等が講ずる児童対象性暴力等の防止に係る措置を義務付ける基準を定めるものです。

【法令改正の背景】

教育・保育などの子どもに接する場での、子どもへの性暴力を防ぎ、子どもの心と身体を守るため、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（通称「こども性暴力防止法」）が制定されました。

これに伴い、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童福祉施設の設置者等に対して、児童等と接する特定の業務の従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を義務付ける基準を追加する省令等の改正が行われました。

【条例改正の内容】

児童福祉施設の設置者等に措置の実施を義務付ける基準として、児童等と接する特定の業務の従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じることを定めます。

【施行期日】

令和8年12月25日

【改正する条例一覧】

1	港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
2	港区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
3	港区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例
4	港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
5	港区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
6	港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
7	港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例